



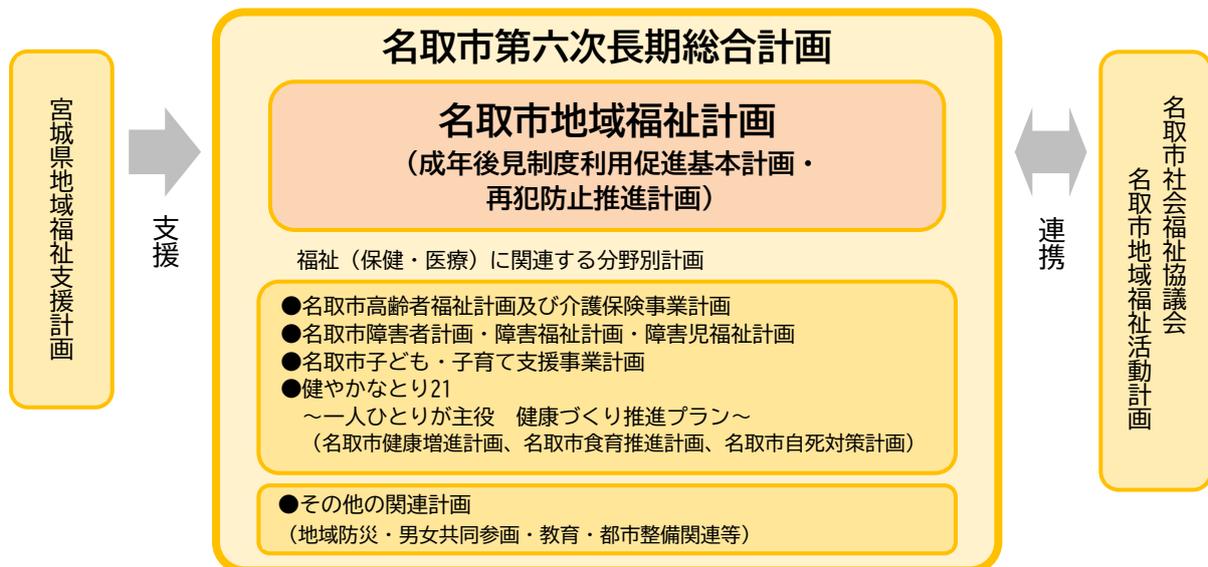
# 計画の位置付けと関連計画との関係と計画の進行管理

## 【計画の位置付け】

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本市における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「共に生きる地域社会づくり」を目指すための方向性を示す計画です。

## 【関連計画との関係】

本計画は、本市の最上位計画である「名取市第六次長期総合計画」と整合を図りつつ策定するもので、福祉分野における上位計画となるものです。本計画に、高齢者、障がい者、児童・子育て支援、生活困窮者支援、成年後見制度等の福祉に関して共通して取り組む事項を定めることで、関連する分野別計画との整合を図り、横のつながりを強化していけるように進めます。



## 【計画の期間】

計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度までの 6 年間となります。

## 【計画の進行管理】

地域福祉の取り組みの効果的かつ継続的な推進のため、関連計画の担当課と連携し、計画全体の進行管理を行い、計画の継続的な見直し・改善を図ります。



## 【基本理念】

計画の基本理念は、上位計画である名取市第六次長期総合計画との整合を図り、本市が進める地域福祉の基本的な考え方を定めます。

基本  
理念

### 市民が主役となり活躍する 地域共生社会の実現を目指して



市民が身近な地域の主役として、性別や年齢、障がいの有無などに関わらず「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合い、行政を含めた多様な主体と連携・協働しながら、市民の幸せを目的とした地域共生社会を実現するまちづくりを進めます。

## 【基本目標】

### 基本目標Ⅰ 市民が主体的に支え合うまちづくり

市民が主体となって地域課題を把握し、その課題の解決に向けて福祉関係団体などと連携しながら、お互いを気づかうあたたかい気持ちにあふれたまちづくりを進めます。

### 基本目標Ⅱ 地域の支え合いのしくみづくり

市民に対し、行政や福祉関係団体からの福祉に関するわかりやすい情報発信に加え、市民も参画した見守り体制の構築などにより、地域全体で支援を必要とする人に寄り添い支え合うまちづくりを進めます。

### 基本目標Ⅲ 多様な主体の力を結集した協働・連携によるまちづくり

複合化・複雑化している地域課題に対応できる包括的な相談支援体制の構築や地域包括ケアシステムの深化・推進、福祉サービスの適切な提供に加え、安全・安心の環境づくりを図りながら、多様な主体の力を結集した地域共生社会の実現を目指すまちづくりを進めます。

# 基本方針と主な取り組み

## 基本目標Ⅰ 市民が主体的に支え合うまちづくり

### 基本方針1 地域活動への積極的な参加に向けた意識づくり

積極的にあいさつや声かけをしましょう。



広報紙やホームページ等を活用し、情報を入手しましょう。



手助けを必要とする方や地域福祉に関心を持ちましょう。



#### 市の主な取り組み

- 認知症や障がいについての交流会や各種講座を実施し、認知症や障がいを身近なものとして理解を深められる取り組みを行います。
- 学校教育・社会教育など、あらゆる機会を通じて福祉・人権教育や福祉に関する啓発を行います。

### 基本方針2 活動の担い手、リーダーの発掘・育成

ボランティア活動の情報収集を行い、積極的に参加しましょう。



市民一人ひとりが地域の役割を担っていると認識し、行動しましょう。



#### 市の主な取り組み

- 社会福祉協議会や関係機関と連携し、市民が地域活動に関心を持てるよう、情報提供や講座の開催などを充実します。
- 地域福祉活動のリーダーとして期待される人材の発掘に努め、必要な知識や技術を学ぶための機会や情報を提供します。

## 基本目標Ⅱ 地域の支え合いのしくみづくり

### 基本方針1 地域活動への支援

町内会や自治会活動に積極的に参加しましょう。



地域の課題を考え、解決に向けて話し合いができる場を設けましょう。



#### 市の主な取り組み

- 社会福祉協議会やボランティア・NPO団体の公益的な取り組みを促進し、地域福祉活動を支える体制強化のための支援を行います。
- 情報共有の場や講習会等への支援をはじめ、活動に必要な情報提供を行い、活動の活性化につながるよう支援します。
- 広報紙やホームページ等で、町内会や自治会等の活動内容について情報提供します。

### 基本方針2 情報提供の充実



広報紙やホームページ等を活用し入手した情報を家族や友人、周囲の人と共有しましょう。

福祉に関する制度やサービスなどに関心を持ち、積極的に情報を入手しましょう。



#### 市の主な取り組み

- 広報紙やホームページ等を活用して、福祉サービスや地域活動など様々な情報提供に取り組みます。
- 子どもから高齢者まですべての市民に配慮した、わかりやすく、入手しやすい情報提供に努めます。

### 基本方針3 見守り支援の充実

身近な人や隣近所の人  
が困っていたら  
相談窓口や支援機関を  
教えてあげましょう。

高齢者や障がい者等への理解を  
持ち、できる範囲での手助けを  
しましょう。

地域で虐待等の疑いや  
異変に気付いた場合、  
民生委員・児童委員や  
市へ連絡しましょう。



#### 市の主な取り組み

- 地域や民生委員・児童委員と連携して、支援が必要な人の把握に努め、情報を共有し必要な支援につなげます。
- 高齢者が気軽に交流できる行事等を充実し、活動の場を広げる機会の提供を行います。
- 支援が必要な人の把握に努め、個々の要望にあった支援につなげます。
- 再犯防止推進計画や成年後見制度利用促進基本計画に基づき、再犯防止対策や制度利用促進等の取り組みを推進します。

## 基本目標Ⅲ 多様な主体の力を結集した協働・連携によるまちづくり

### 基本方針1 包括的な支援体制の構築

一人で抱え込まず、  
身近な人や近くの相談機関に  
相談しましょう。



困っている人を見かけたら、  
声をかけたり、  
手を貸したりしましょう。



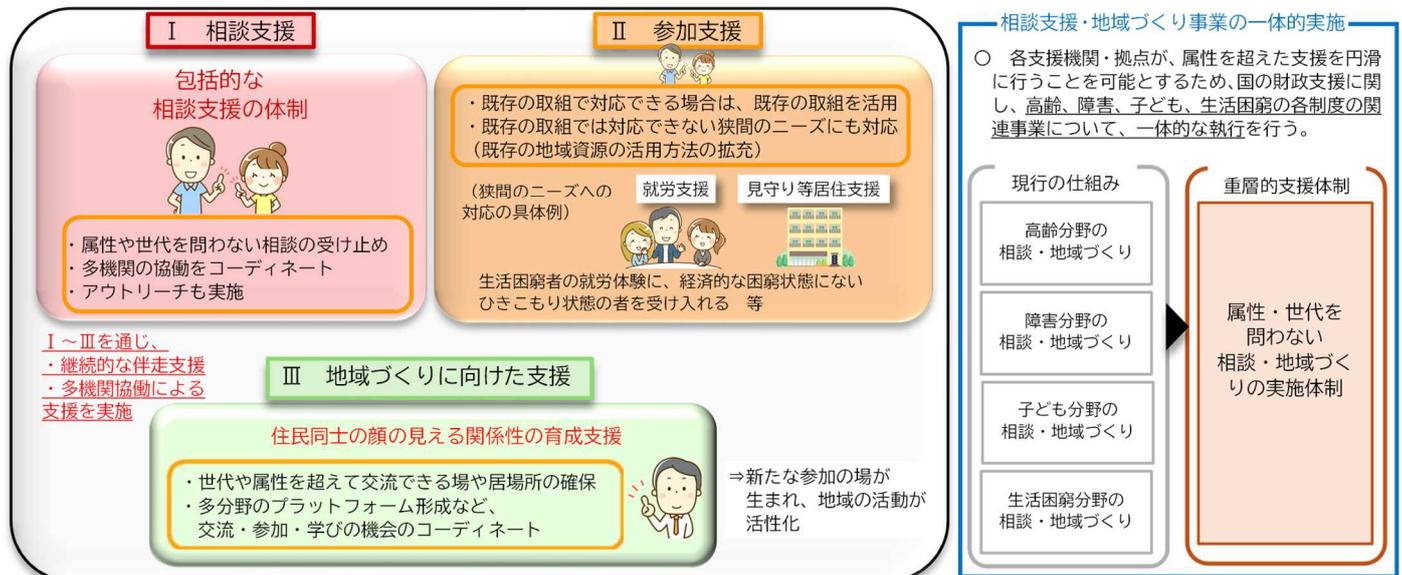
市の主な取り組み

- 地域における相談窓口の周知徹底を図り、安心して相談できるよう相談体制の充実に努めます。
- 各種相談窓口と民生委員・児童委員、関係機関との連携強化を図ります。
- 生活支援コーディネーターを活用し、地域における生活課題の解決や適切なサービスにつなげます。
- 医療や介護を必要とするようになった場合でも地域で自分らしく暮らし続けられるよう、保健・医療・介護・福祉の連携を図ります。
- 地域の各団体や機関等の協力により、全市的・重層的なセーフティネットを構築し、地域の皆の参加・協力によりどんな時も安心して暮らせるまちの実現を目指します。

ひきこもり、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラーといった従来の制度では十分に対応ができていなかった複雑化、複合化した問題に対応するため、新たに重層的支援体制整備事業に取り組みます。

それにより相談者の属性や課題に関わらず、様々な相談を受け止めて対応する、または必要に応じて関係機関につなぎ、支援関係者全体の調整を行う適切な多機関協働を進め、市全体が一体となり支援する、「断らない相談支援体制」の構築を推進します。

重層的支援体制整備事業の全体像のイメージ



出典：厚生労働省「相談支援包括化推進員等への支援と人材養成育成事業ブロック別研修資料」（令和3年1月）に基づき作成



## 基本方針2 福祉サービスの適切な利用促進



サービスを利用する際には、サービス提供事業者に希望や意思を伝え、不明点等がある場合には質問し、事業者の選択を慎重に行いましょう。

### 市の主な取り組み

- 広報紙やホームページ、出前講座等を通じて、サービス内容や事業者情報を提供します。
- サービス提供事業者や従事者への研修を開催し、従事者の専門性の向上を図るとともに、連携体制の強化を図ります。

## 基本方針3 安全・安心の環境づくり



家庭や地域において、防災訓練や避難訓練に積極的に参加し、自主防災意識を高めましょう。

思いやりや助け合いの心を持ち、すべての人が住みやすいまちづくりを目指しましょう。



### 市の主な取り組み

- 道路や歩道のバリアフリー化、公共施設や各施設等のユニバーサルデザイン化を進めます。
- 防災マップの周知を図るとともに、広報紙やホームページ等で防災・災害に関する情報提供を行います。
- 町内会・自治会や民生委員・児童委員と連携し、災害時に避難支援が必要な人を把握し、災害時の迅速な対応に備えます。